

基本指針の全体像と主なポイント



成果目標と活動指標の関係

(成果目標)

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
- (都道府県)
- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現

障害者が地域で暮らせる社会に

第4期豊明市障害福祉計画の概要について

(1) 豊明市としての考え方

第3期までの豊明市障害福祉計画策定の考え方を踏まえ、総合支援法の理念に基づき基本的な考え方を一部修正する。また厚生労働大臣が定める基本指針に沿って作成する。

① 障がい者の地域生活を支援し、自己決定や意思決定が尊重できるよう支援すること

障がい者が地域社会に共生できるよう、必要な日常生活または社会生活を営むための支援を確保し、その自立や社会参加の実現を図っていく。具体的には将来にわたって地域で生活ができることを支援するために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等の緊急時の受け入れ体制の確保などの機能を整備拡充していく。また意思疎通支援事業や手話奉仕員養成事業についての取り組みをすすめていく。

② 地域の実情にあった障がい福祉制度を充実すること

障がい者自身及び障がい者の家族の意見だけでなく支援機関の意見も取り入れ、豊明市の実情にあった障がい福祉制度を充実する。また自立支援協議会などを通じ、前述の地域生活支援する拠点を実情に合わせ整備していく。

③ 多様な障がいの総合的な支援を行なうこと

障がいの種類によって障がい福祉制度に偏りが起きないように、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいだけでなく、発達障がい・高次脳機能障がい等、難病患者等についても、総合的な支援を行なう。

(2) 計画の名称、対象及び期間

① 計画の名称

本計画の名称は「第4期豊明市障害福祉計画」とする。

② 計画の対象

本計画の対象者は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者及び発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等。

③ 計画の期間

本計画（第4期計画）の期間は平成27年度から平成29年度の3年間。本計画書においては、平成27年度から平成29年度の成果目標又はサービスの見込み量、確保策を掲げる。

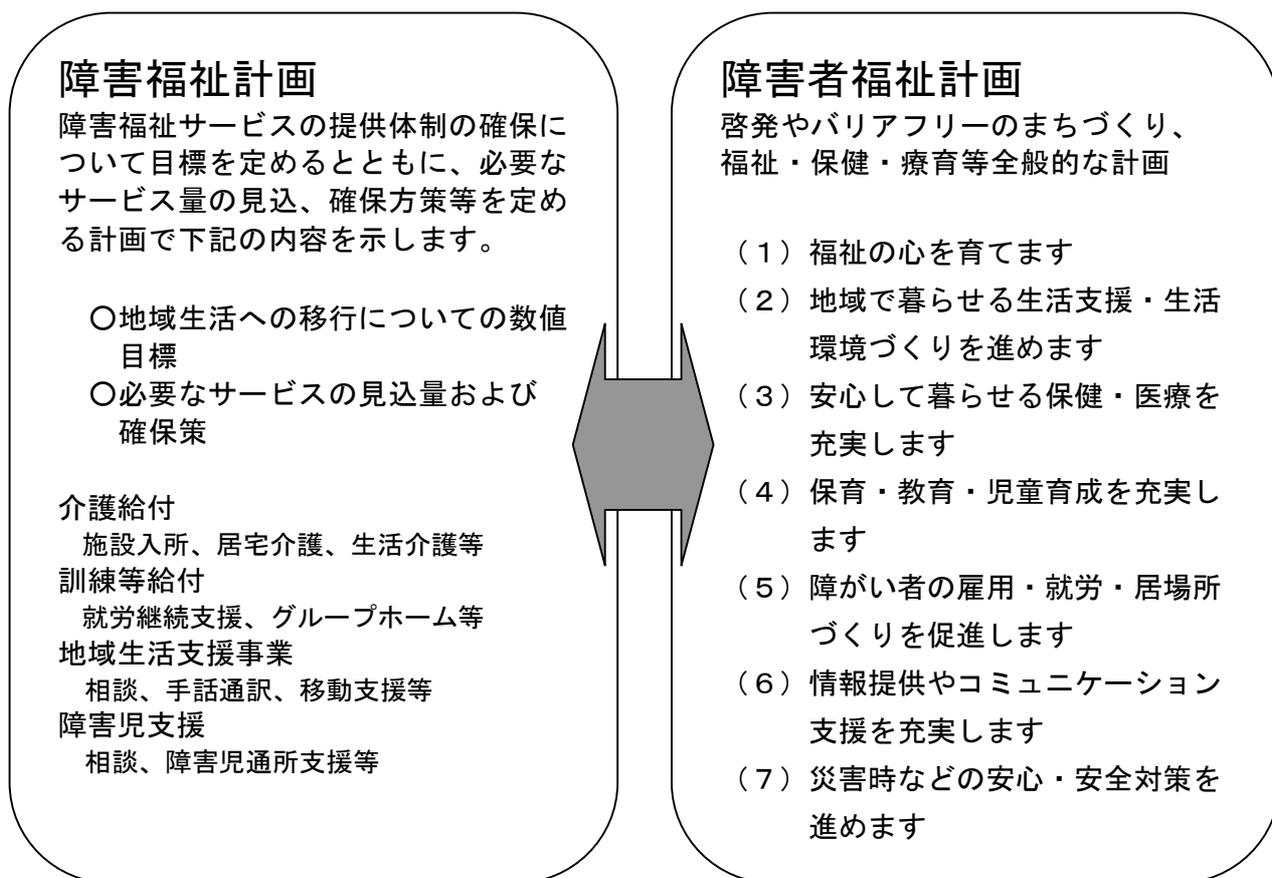
24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
第3期 スタート		第3期終了 見直し	第4期 スタート		第4期 終了

(3) 計画の位置づけ

本計画は障害者総合支援法第 88 条に義務付けられた「市町村障害福祉計画」である。

本計画は第 4 次豊明市総合計画を基に、啓発や福祉のまちづくり等の広い分野について方向を示す「第 2 次豊明市障害者福祉計画」との整合性をもって策定する。

障害福祉計画と障害者福祉計画の関係



(4) 計画の進行管理と連携調整について

① 進行管理

本計画は社会福祉課が中心となって、各年度の計画の進行管理を行ない、毎年障害者福祉計画等策定・推進委員会に報告していく。

② 連絡調整

計画の進行においては、尾張東部保健福祉圏域計画や名古屋市及び近隣の自治体と連携・調整をはかっていく。

第4期障害福祉計画の成果目標の設定について

1 基本的考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」を踏まえ、豊明市の実情に合わせて設定。

2 数値目標及び対応策

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成25年度末施設入所者数(A)	41 人	○平成26年3月時点の施設入所支援および療養介護利用者
平成29年度末の施設入所者数(B)	39 人	○平成29年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】 削減見込 (A-B)	2 人 (4.9 %)	○差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	4 人 (9.8 %)	○差引減少見込数

● 目標値の考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」には、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活に行こうし、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することが目標として示されている。豊明市では第1期・2期の期間中に地域移行可能なケースは移行をほぼ済ませているため、国の基準よりやや少ない目標値を設定した。

現在施設入所中のうち、7名が65歳以上の高齢者、16名が50～64歳であり、介護保険施設へ移行する可能性はあってもグループホームへの移行は難しいケースが多いと考えられる。

● 対応策

- ・ 重度障がい者の地域生活移行をすすめるためのグループホームの介護機能の強化など、サービス基盤の整備。
- ・ 計画相談支援を活用し入所施設利用者本人のニーズ確認を行っていく。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値
平成24年度の年間一般就労移行者数	5 人
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	10 人 (2.0 倍)

<参考:年間一般就労者数>

年度	数値
平成21年度の年間一般就労移行者数	2 人
平成22年度の年間一般就労移行者数	6 人
平成23年度の年間一般就労移行者数	3 人
平成24年度の年間一般就労移行者数	5 人
平成25年度の年間一般就労移行者数	7 人

● 目標値の考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成24年度の移行実績の2倍以上を基本としている。就労系サービスの充足が進んでおり、実現可能な数値として設定する。

● 対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化。
- ・ 就労支援サービスの適切な情報提供と周知の強化
- ・ 一般企業への啓発。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数	27 人	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	35 人 (29.6 %)	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。

● 目標値の考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」において、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数の60%以上増加を目標としている。

豊明市では、市内唯一の就労移行支援事業所が26年4月に開設3年を迎え、12名が支給終了になり他事業等に移行する見込みであることから、60%増の達成は厳しいものと見込まれ30%弱の増を目標とする。

● 対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化。
- ・ 就労支援サービスの適切な情報提供と、特別支援学校や精神科クリニック等との連携強化

3 地域生活支援拠点の整備

(1) 目標値

項目	数値
地域生活支援拠点数(29年度末)	1 か所

(2) 整備方策

・設置方法: 豊明市単独での設置

・設置までの方策

拠点型整備が望ましいが、豊明市の人口・予算規模では新拠点の運営・設置に当たって複数の法人の協力する形が現実的である。

このため、自立支援協議会内に専門部会を立ち上げ、面的整備を念頭に豊明での地域生活支援について協議していく。

・設置までのスケジュール

平成27年度 自立支援協議会 地域支援部会(仮) の設置
→豊明での地域生活支援拠点の整備のあり方、方針、原案について検討。

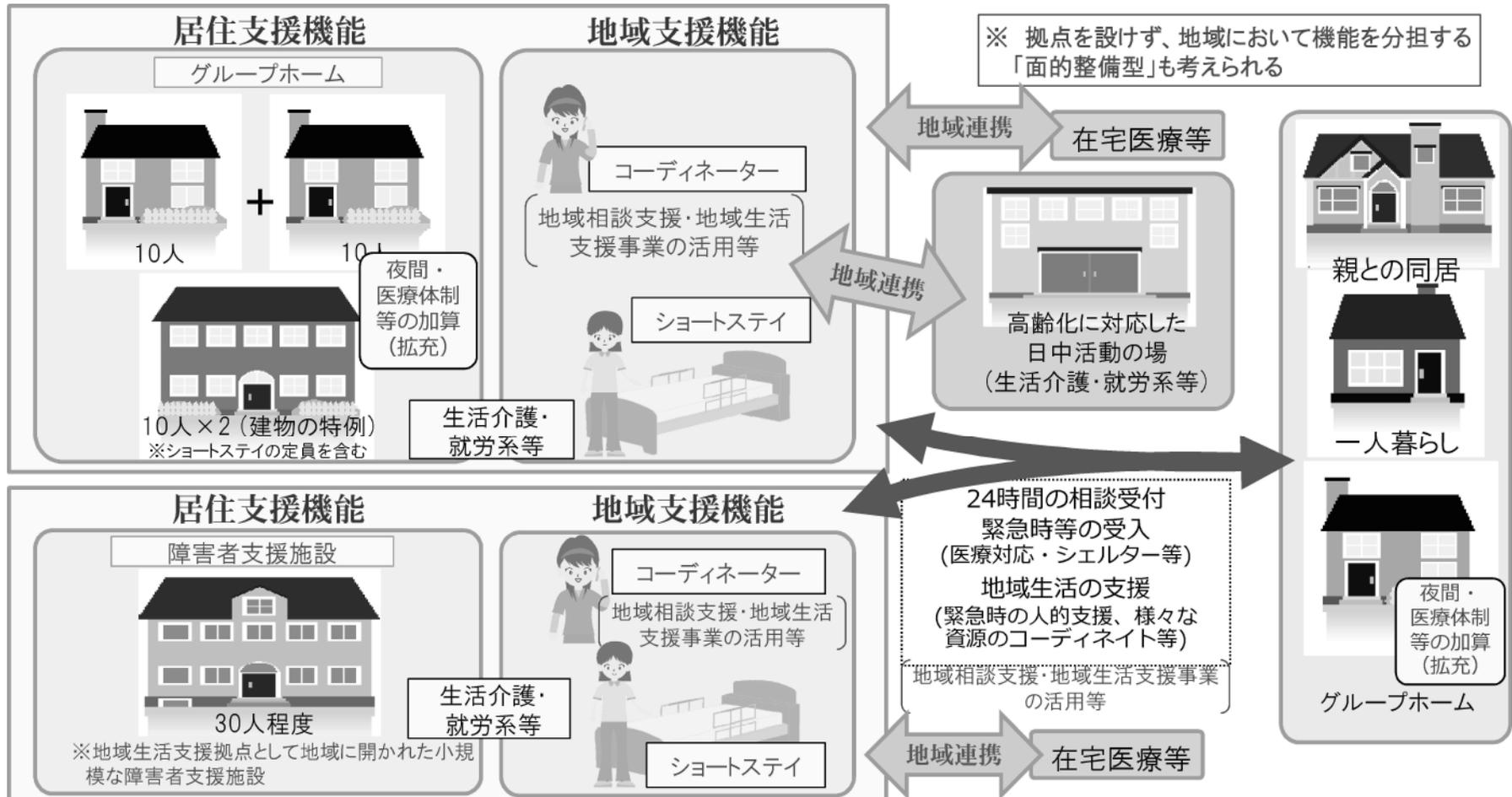
平成28年度 自立支援協議会 地域支援部会(仮) にて検討
→具体案の完成、補助金・予算措置の検討 など

平成29年度内 拠点開設もしくは面的支援の開始

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

社会保障審議会障害者部会
第54回(H25.12.26)資料

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

地域における居住支援のための機能強化

障害者の地域生活に関する検討会
第5回(H25.09.11)資料

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ 対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること